

相続手続きのご案内等
(郵送によるお手続き)

百十四銀行

24.03

預IX-5-104

お亡くなりになられたお客様には、永らく百十四銀行をご利用いただきまして、まことにありがとうございました。このたびのご逝去に対しまして、謹んでお悔やみ申し上げます。

生前のお取引につきましては、相続人様への払戻しまたは名義変更をするための相続手続きをしていただきますので、そのために必要な書類のご用意をお願いいたします。なお、手続きにはお時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

今後とも、百十四銀行をご利用のほど、よろしくお願い申し上げます。

目次

1. 相続手続きの流れ	1
2. 相続の手続きが完了するまでのお取引について	2
(1) 被相続人（亡くなられた方）名義のお取引について	2
(2) 残高証明書の発行が必要な場合について	2
3. 相続手続きについて	3
(1) 相続手続きの概要	3
(2) 相続手続きに際しての注意事項	4
4. 法定相続人の範囲	5
5. 相続の形態別手続き	6

1. 相続手続きの流れ

①相続届など必要書類のご準備

- ・相続人様からのお申し出による相続形態内容に応じた「相続手続きのご案内等」(本資料)をお渡し(お送り)しますので、6頁に記載の「5.相続の形態別手続き」に基づき銀行にご提出いただく書類をご準備ください。
- ・戸籍謄本、印鑑証明書などを市区町村などの発行先よりお取り寄せください。
- ・相続届に相続人様(原則全員)の実印を押捺し、払戻し、名義変更などの相続手続き方法をご記入ください。



②必要書類のご提出

- ・相続人代表者様が、ご準備した必要書類を銀行からお渡しする専用封筒(簡易書留扱い)にてご返送ください。
- ※被相続人(亡くなられた方)様にご利用になっていたすべての通帳、証書、キャッシュカードも必要です。



③払戻し金のお受け取り

- ・相続届でご指定いただくことにより、お振込でお受け取りできます。



④手続きの完了

- ・払戻し、名義変更などの相続手続きを行った後、ご預金計算書または名義変更済み通帳が送付され相続手続きが完了します。

<お手続きの所要日数について>

ご預金取引のみの場合は、必要書類をご提出いただいてから手続き完了まで通常1週間程度を要します。

ご融資、国債、投資信託、貸金庫などの取引がある場合は、お取引内容により所要日数が異なります。

必要書類に不備、不足がある場合、さらに日数を要することになりますので、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

2. 相続の手続きが完了するまでのお取引について

(1) 被相続人（亡くなられた方）様名義のお取引について

相続手続きが完了するまで、お引出し・ご入金のお取扱いはできなくなります。

お取引内容	概要
預金	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替のご契約がある場合は、原則その引落は停止となります。（収納企業へ別途お支払いいただくこととなります。） ・振込入金は原則停止となります。年金振込も停止となりますが、社会保険事務所等に「年金受給者死亡届」をご提出ください。 ・当座預金がある場合は、解約処理をさせていただきます。未使用の小切手・手形はお取引店へご返却ください。被相続人様が生前振り出した小切手・手形があり、まだ支払いが完了していない場合は、その旨をお申し出ください。
国債・投資信託	<ul style="list-style-type: none"> ・相続手続き完了前の売買はできません。また、相続手続き中も価格は変動しており、相続額は確定していません。（ただし、相続人全員の同意があれば、中途解約（売却）し、相続額を確定することもできます。）
保険等	<ul style="list-style-type: none"> ・百十四銀行でお申し込みいただいた生命保険、火災保険等は各保険会社所定のお手続きが必要となります。
融資・ローン等	<ul style="list-style-type: none"> ・被相続人様が百十四銀行で融資・ローンを受けている場合または融資の保証人となっている場合は、その旨をお申し出ください。（窓口でのお手続きが必要です）

(2) 残高証明書の発行が必要な場合について

相続人様、遺言執行者、相続財産清算人のどなたでも、お一人様からのご依頼で発行します。

この場合、次の書類と実印をご用意願います。

①被相続人様が亡くなられたことが確認できる戸籍（除籍）謄本

または法定相続情報一覧図

※法定相続情報一覧図とは、戸籍に基づいて被相続人（亡くなられた方）の法定相続人が誰になるのかを相続人等が一覧図にしたものへ法務局の登記官が証明した書類です。

法定相続情報一覧図の場合、下記②の「被相続人様との続柄が確認できる戸籍謄本」は不要です。

②・相続人様の場合、被相続人様との続柄が確認できる戸籍謄本

- ・遺言執行者の場合、遺言執行者が指定されている遺言状または家庭裁判所より選任されている遺言執行者の選任審判書謄本
- ・相続財産清算人の場合、家庭裁判所の相続財産清算人の選任審判書謄本

③相続人様、遺言執行者、相続財産清算人の印鑑証明書

3. 相続手続きについて

相続手続きには、遺言書がある場合や、遺産分割協議書を作成している場合、あるいは調停、審判による場合など事例ごとに異なったお取扱いとなりますので、ご不明な点はお気軽にお尋ねください。

なお、下記(1)(2)は、相続手続きについて相続形態共通のご説明になりますので、該当取引が無い場合はご参照としてください。

(1) 相続手続きの概要

お取引内容	手続き概要
普通・貯蓄預金等	・解約処理させていただきます。名義変更はできません。
定期預金	・解約もしくは名義変更させていただきます。 ・満期日以前に解約処理する場合は、中途解約利率となるものもあります。 ・マル優等非課税扱いとなっているものは、被相続人様の死亡日の翌日以後のお利息は課税扱いとなります。 ただし、ご相続される方が被相続人様死亡時にマル優等非課税資格があれば、そのままご継続できる場合があります。
国債・投資信託	・相続人様への名義変更によるご継続もしくはご売却による換金のいずれか1つを相続人様にご選択させていただきます。 ・換金する場合はその時の相場により、元本割れとなる場合もございます。
保険等	・生命保険・火災保険等は各保険会社へご連絡ください。
融資・ローン等	・被相続人様が百十四銀行でご融資を受けている場合、またはご融資の保証人となっている場合は、ご預金等の各お取引とご融資等のご相続・ご返済について併せてご相談させていただきます。(窓口でのお手続きが必要です)
貸金庫	・解約処理させていただきます。 ・相続財産を明らかにする事由などで、相続手続き前に開閉する必要がある場合は、別途ご相談させていただきます。 (この場合、内容物の取り出しはできません。) (窓口でのお手続きが必要です。)

※その他お手続きの詳細は、お取引店へお電話でご相談ください。

(2) 相続手続きに際しての注意事項

◆相続人の確認

相続手続きに際しては、原則として相続人全員に対して払戻し等をさせていただきますので、相続人を特定するため、婚姻、子の存在、養子縁組等を確認する必要があります。婚姻等による新戸籍の編成、法令による戸籍の改正、他の市町村へ転籍した場合は、前の戸籍に記載されている事項が全部新しい戸籍に移記されていません。したがって、この場合は、前の戸籍にさかのぼって確認する必要があります。

◆遺言書がある場合

遺言書には、公証人役場で証明を受けている「公正証書遺言」と、被相続人が自筆で書いている「自筆証書遺言」と、被相続人が自分で作成した遺言書を封書にし封書の上に公証人等が署名捺印した「秘密証書遺言」の3種類あります。

「自筆証書遺言」・「秘密証書遺言」は、開封前に家庭裁判所の検認が必要です。「自筆証書遺言」を法務局で保管している場合は相続人等の請求により法務局が発行する「遺言書情報証明書」が必要です。「遺言書情報証明書」には家庭裁判所の検認は不要です。

また、遺言書で財産分与方法が不確定な場合は、相続届に相続人全員の署名捺印が必要となります。

◆遺言執行者が存在する場合

遺言書で遺言執行者が指定されている場合、銀行は遺言執行者と相続手続きを行うこととなります。指定されていない場合は、家庭裁判所で遺言執行者を選任してもらうこともできます。

◆相続人が未成年の場合

遺産分割協議を行う場合、未成年者である子と親権者である親がともに相続人となる場合は利益相反行為となりますので、家庭裁判所で子に対し法定相続人以外の特別代理人を選任していただく必要があります。

共同相続の場合は親権者である親によるお手続きも可能です。

4. 法定相続人の範囲

被相続人(亡くなられた方)との続柄		法定相続人になる場合
配偶者		常に相続人になります。
第一順位	子	<ul style="list-style-type: none"> ・実子・養子・非嫡出子（婚姻していない男女間で出生した子）を問わず相続人になります。 ・養子は実親と養親の両方の相続人となります。
	孫、曾孫	相続人である子が被相続人より先に死亡しているときは、代襲相続人になります。
第二順位	父・母、祖父母	被相続人に子（代襲相続人を含む）がないときは、相続人になります。
第三順位	兄弟姉妹	被相続人に親も子（代襲相続人を含む）もないときは、相続人になります。
	甥・姪	相続人である兄弟姉妹が被相続人より先に死亡しているときは、甥・姪が代襲相続人になります。（一代限り）

◆代襲相続人

相続人が相続開始前に死亡または欠格、廃除等により相続権を失っている場合、相続人に代わって相続人の子が相続することです。

◆認知

被相続人の戸籍には入っていませんが、その身分事項欄に、嫡出でない子を認知した旨の記載がある場合、認知された子は非嫡出子として被相続人の子として相続権を有します。

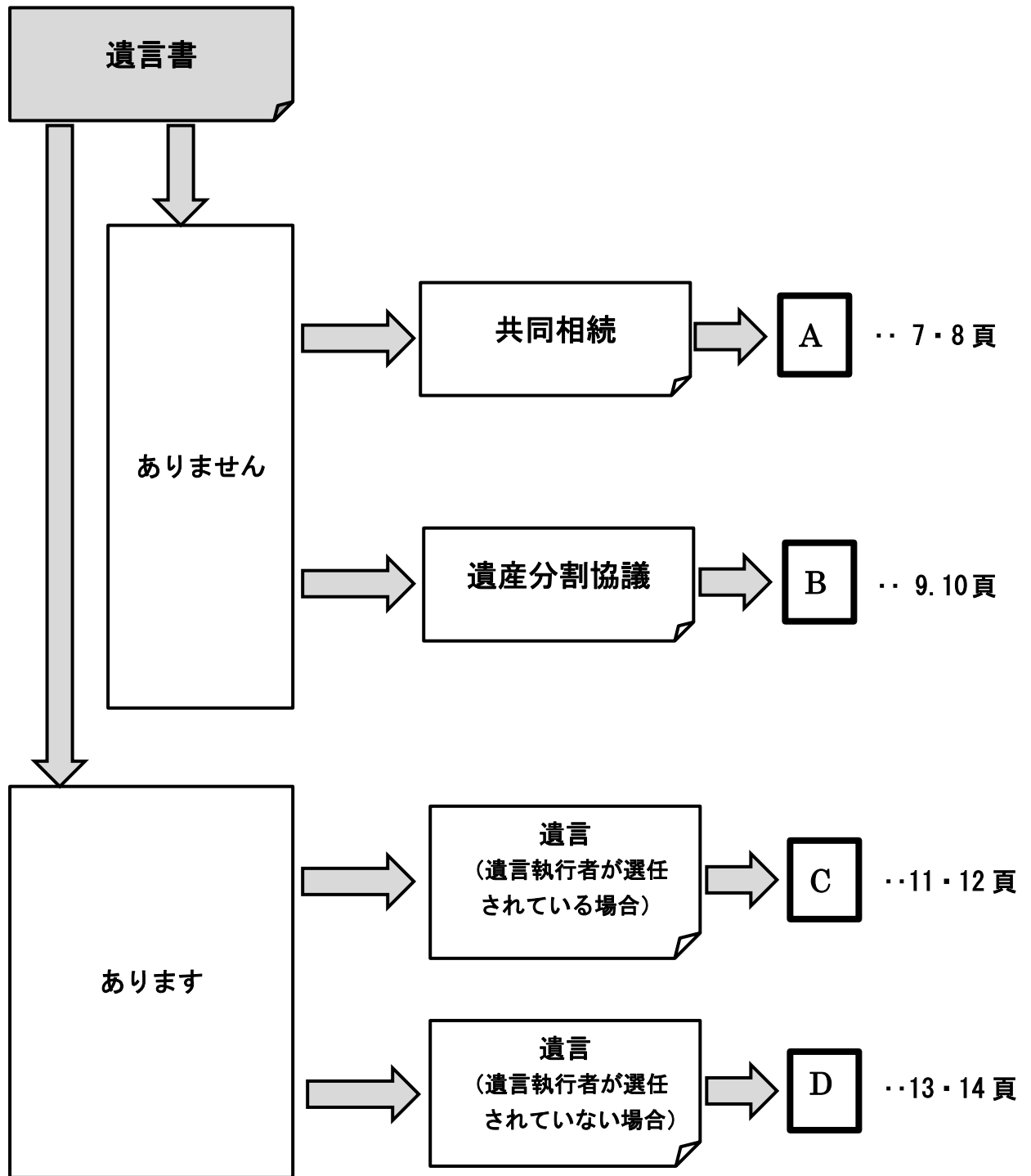
◆養子

養子は養子縁組をした日から養親の嫡出子としての身分を取得しますので、実子と同じ相続分を有します。

また、養子は養子となった後も、実親に対する実子としての関係を失いませぬので、実親に対しても子としての相続権を有します。

5. 相続の形態別手続き

下記の図に従って該当する形態（A～D）をご確認いただき、必要書類をご用意ください。
下記の形態以外（調停・審判）の場合は、口座店へご連絡ください。



次のページから A ⇒ B ⇒ C ⇒ D の順に、必要書類等についてご説明します。

A. 共同相続

①	<p>相続届</p> <p>相続人様全員のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 ご住所・お名前は印鑑証明書どおり（番地・番・号・マンション名等）に、ご本人が自署してください。 実印は鮮明に押印してください。 記入方法については、同封の記入見本(共同して相続する場合)をご参照ください。</p>
②	<p>法定相続情報一覧図または被相続人（亡くなられた方）様の戸籍謄本一式（除籍謄本・改製原戸籍謄本を含む）</p> <p>○法定相続情報一覧図 法定相続情報一覧図とは、戸籍に基づいて被相続人（亡くなられた方）の法定相続人が誰になるのかを相続人等が一覧図にしたものへ法務局の登記官が証明した書類です。 法定相続情報一覧図をご提出いただく場合は、以下の被相続人様の戸籍謄本一式および③相続人様の戸籍謄本は不要です。</p> <p>○被相続人（亡くなられた方）様の戸籍謄本一式※ 被相続人様が生まれたとき（大正13年に出生の場合はその当時の戸籍）から死亡されるまでの連続したものがが必要です。 戸籍を管外転籍されている場合（例えば高松市⇒大阪市⇒神戸市に転籍）は転籍前（高松市、大阪市）の戸籍（除籍謄本・改製原戸籍謄本）も必要となります。 兄弟姉妹が相続人であるときは、被相続人様のご両親が生まれたとき（大正13年に出生の場合はその当時の戸籍）から死亡されるまでの戸籍謄本等も必要になります。 市区町村で取得する際、同封の「戸籍謄本を取得していただく際のお願い」を市区町村担当係へご提示ください。なお、複数の市区町村で取得する謄本がある場合は、「戸籍謄本を取得していただく際のお願い」を予めコピーしてご対応ください。 ※「コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍」等を除き、本籍地以外の市区町村の窓口でも請求可能です。詳細は市区町村の窓口にお問い合わせください。</p>
	<p>除籍謄本</p> <p>婚姻・養子縁組・死亡などにより、いままでの戸籍から抜けることを除籍といいます。 戸籍に記載された全員が除籍されると、戸籍簿から外されて除籍簿に綴られ、この除籍簿に綴られた謄本を除籍謄本といいます。</p>
	<p>改製原戸籍謄本</p> <p>改製原戸籍とは、戸籍の改製（戸籍法の改正による法務省令等）によって、従前の戸籍が消除され、新たな戸籍が編製された場合の、その除かれた従前の戸籍のことです。 改製後の戸籍謄本には、改製原戸籍謄本の記載事項の全てが移記されているわけではありません。例えば、改製前に結婚などで除籍されている場合は、改製後の戸籍謄本に移記されないため、改製原戸籍謄本が必要となります。</p>

③	<p>相続人様の戸籍謄本</p> <p>相続人様が被相続人様の配偶者および長男、次男、長女、次女など子供の場合は、上記②の戸籍で確認できるときは省略できる場合があります。</p> <p>②で法定相続情報一覧図をご提出いただく場合は、相続人様の戸籍謄本は不要です。</p>
④	<p>相続人様の印鑑証明書（全員）</p> <p>市・区役所、町・村役場で発行され、発行から原則6カ月以内のものがが必要です。相続人様が海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代わって現地の日本大使館、日本領事館や海外の公証人が発行する「サイン証明書」および「在留証明書」が必要となります。</p>
⑤	<p>被相続人様の預金通帳・証書・キャッシュカード・貸金庫契約の鍵または貸金庫ご利用カード</p> <p>所在不明の場合は、上記①の相続届の項目「3.お取扱いの方法について」の「喪失」欄に○印をお付けください。</p>
⑥	<p>相続人確認表(郵送用)</p> <p>法定相続人を確認するための資料です。</p> <p>作成につきましては、前記4.法定相続人の範囲もご参照ください。</p>
⑦	<p>委任状</p> <p>相続人の方が複数人いらっしゃる、各相続人の方の所在地が離れている場合、本委任状に記載いただくことにより相続届の代用が可能です。</p>

※戸籍謄本等・印鑑証明書は必ず原本のご提出をお願いします。なお銀行で写しをとり、原本はお返しします。

B. 遺産分割協議

①	相続届 当行の相続届で遺産分割する場合は相続人全員のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 遺産分割協議書がある場合は原則、相続人全員のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。当行預金を相続する相続人以外の自署・押印が困難な場合は事前にご相談ください。 住所・お名前は印鑑証明書どおり（番地・番・号・マンション名等）に、ご本人が自署してください。 実印は鮮明に押印してください。 記入方法については、同封の記入見本(遺産を分割して受け取られる場合)をご参照ください。
②	遺産分割協議書（作成している場合） 相続人様全員が遺産分割協議に参加され、全員の署名・実印が押印され、全員の印鑑証明書が添付されていることを確認してください。 なお、相続人様が未成年者の場合は、家庭裁判所で「特別代理人」の選任が必要となります。 その場合は遺産分割協議には、未成年者に代わって、その「特別代理人」が参加します（未成年者特別代理人選定審判書謄本および特別代理人の実印の押印と印鑑証明書の添付を確認してください）。
③	法定相続情報一覧図または被相続人（亡くなられた方）様の戸籍謄本一式（除籍謄本・改製原戸籍謄本を含む） ○法定相続情報一覧図 法定相続情報一覧図とは、戸籍に基づいて被相続人（亡くなられた方）の法定相続人が誰になるのかを相続人等が一覧図にしたものへ法務局の登記官が証明した書類です。 法定相続情報一覧図をご提出いただく場合は、以下の被相続人様の戸籍謄本一式および④相続人様の戸籍謄本は不要です。 ○被相続人（亡くなられた方）様の戸籍謄本一式※ 被相続人様が生まれたとき（大正13年に出生の場合はその当時の戸籍）から死亡されるまでの連続したものがが必要です。 戸籍を管外転籍されている場合（例えば高松市⇒大阪市⇒神戸市に転籍）は転籍前（高松市、大阪市）の戸籍（除籍謄本・改製原戸籍謄本）も必要となります。 兄弟姉妹が相続人であるときは、被相続人様のご両親が生まれたとき（大正13年に出生の場合はその当時の戸籍）から死亡されるまでの戸籍謄本等も必要になります。 市区町村で取得する際、同封の「戸籍謄本を取得していただく際のお願い」を市区町村担当係へご提示ください。なお、複数の市区町村で取得する謄本がある場合は、「戸籍謄本を取得していただく際のお願い」を予めコピーしてご対応ください。 ※「コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍」等を除き、本籍地以外の市区町村の窓口でも請求可能です。詳細は市区町村の窓口にお問い合わせください。

	<p>除籍謄本</p>	<p>婚姻・養子縁組・死亡などにより、いままでの戸籍から抜けることを除籍とといいます。</p> <p>戸籍に記載された全員が除籍されると、戸籍簿から外されて除籍簿に綴られ、この除籍簿に綴られた謄本を除籍謄本とといいます。</p>
	<p>改製原戸籍謄本</p>	<p>改製原戸籍とは、戸籍の改製（戸籍法の改正による法務省令等）によって、従前の戸籍が消除され、新たな戸籍が編製された場合の、その除かれた従前の戸籍のことです。</p> <p>改製後の戸籍謄本には、改製原戸籍謄本の記載事項の全てが移記されているわけではありません。例えば、改製前に結婚などで除籍されている場合は、改製後の戸籍謄本に移記されないため、改製原戸籍謄本が必要となります。</p>
<p>④</p>	<p>相続人様の戸籍謄本</p>	<p>相続人様が被相続人様の配偶者および長男、次男、長女、次女など子供の場合は、上記③の戸籍で確認できるときは省略できる場合があります。</p> <p>③で法定相続情報一覧図をご提出いただく場合は、相続人様の戸籍謄本は不要です。</p>
<p>⑤</p>	<p>相続人様の印鑑証明書（全員）</p>	<p>市・区役所、町・村役場で発行され、発行から原則6カ月以内のものがが必要です。</p> <p>相続人様が海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代わって現地の日本大使館、日本領事館や海外の公証人が発行する「サイン証明書」および「在留証明書」が必要となります。</p>
<p>⑥</p>	<p>被相続人様の預金通帳・証書・キャッシュカード・貸金庫契約の鍵または貸金庫ご利用カード</p>	<p>所在不明の場合は、上記①の相続届の項目「3.お取扱いの方法について」の「喪失」欄に○印をお付けください。</p>
<p>⑦</p>	<p>相続人確認表(郵送用)</p>	<p>法定相続人を確認するための資料です。</p> <p>作成につきましては、前記4.法定相続人の範囲もご参照ください。</p>
<p>⑧</p>	<p>委任状</p>	<p>相続人の方が複数人いらっしゃる、各相続人の方の所在地が離れている場合、本委任状に記載いただくことにより相続届の代用が可能です。</p>

※遺産分割協議書(作成している場合)・戸籍謄本等・印鑑証明書は必ず原本のご提出をお願いします。なお銀行で写しをとり、原本はお返しします。

C. 遺言（遺言執行者が選任されている場合）

①	<p>相続届</p> <p>遺言執行者または受遺者(※)のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。</p> <p>ご住所・お名前は印鑑証明書どおり（番地・番・号・マンション名等）に、ご本人が自署してください。</p> <p>実印は鮮明に押印してください。</p> <p>記入方法については、同封の記入見本（遺言執行者が選任されている場合）をご参照ください。</p> <p>(※)遺言書により遺贈を受ける方として指定されている方。</p>				
②	<p>自筆証書遺言書・秘密証書遺言書・公正証書遺言書</p> <p>自筆遺言書を法務局で保管している場合、相続人等の請求により法務局が発行する「遺言書情報証明書」。(この場合、家庭裁判所の検認は不要です。)</p> <p>公正証書遺言書の場合、公証人役場から発行される公正証書の謄本または正本。(この場合、家庭裁判所の検認は不要です。)</p>				
③	<p>遺言書検認済証明書または遺言検認調書謄本</p> <p>自筆証書遺言書・秘密証書遺言書の場合に必要な書類で、遺言書が民法の定めどおりに作成されていることの家庭裁判所の証明書。</p> <p>遺言書の内容の検証まではしません。</p>				
④	<p>法定相続情報一覧図または被相続人（亡くなられた方）様の戸籍謄本・除籍謄本等</p> <p>○法定相続情報一覧図 法定相続情報一覧図とは、戸籍に基づいて被相続人（亡くなられた方）の法定相続人が誰になるのかを相続人等が一覧図にしたものへ法務局の登記官が証明した書類です。</p> <p>法定相続情報一覧図をご提出いただく場合は、以下の被相続人様の死亡日が確認できる書類は不要です。</p> <p>○被相続人（亡くなられた方）様の死亡日が確認できる書類（戸籍・除籍謄本等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">除籍謄本</td> <td style="padding: 2px;"> 婚姻・養子縁組・死亡などにより、いままでの戸籍から抜けることを除籍といいます。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"> 戸籍に記載された全員が除籍されると、戸籍簿から外されて除籍簿に綴られ、この除籍簿に綴られた謄本を除籍謄本といいます。</td> </tr> </table>	除籍謄本	婚姻・養子縁組・死亡などにより、いままでの戸籍から抜けることを除籍といいます。		戸籍に記載された全員が除籍されると、戸籍簿から外されて除籍簿に綴られ、この除籍簿に綴られた謄本を除籍謄本といいます。
除籍謄本	婚姻・養子縁組・死亡などにより、いままでの戸籍から抜けることを除籍といいます。				
	戸籍に記載された全員が除籍されると、戸籍簿から外されて除籍簿に綴られ、この除籍簿に綴られた謄本を除籍謄本といいます。				
⑤	<p>遺言執行者または受遺者様の印鑑証明書</p> <p>市・区役所、町・村役場で発行され、発行から原則6カ月以内のものがが必要です。</p> <p>相続人様・受遺者様が海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代わって現地の日本大使館、日本領事館や海外の公証人が発行する「サイン証明書」および「在留証明書」が必要となります。</p>				
⑥	<p>遺言執行者選任審判書謄本</p> <p>上記②で遺言執行者が選任されている場合は不要です。</p> <p>遺言の内容が遺産分割の必要な場合に家庭裁判所へ選任の申立をします。</p>				

⑦	被相続人様の預金通帳・証書・キャッシュカード・貸金庫契約の鍵または貸金庫ご利用カード 所在不明の場合は、上記①の相続届の項目「3.お取扱いの方法について」の「喪失」欄に○印をお付けください。
⑧	相続人確認表(郵送用) 法定相続人を確認するための資料です。 作成につきましては、前記4.法定相続人の範囲もご参照ください。
⑨	委任状 相続人の方が複数人いらっしゃる、各相続人の方の所在地が離れている場合、本委任状に記載いただくことにより相続届の代用が可能です。

※遺言書の内容によっては、受遺者、法定相続人全員の自署・捺印と被相続様分の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本、相続人様の戸籍謄本、相続人様の印鑑証明書をご提出いただく場合があります。

※遺言書・戸籍謄本等・印鑑証明書は必ず原本のご提出をお願いします。なお銀行で写しをとり、原本はお返しします。

D. 遺言（遺言執行者が選任されていない場合）

①	相続届	<p>受遺者のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。</p> <p>ご住所・お名前は印鑑証明書どおり（番地・番・号・マンション名等）に、ご本人が自署してください。</p> <p>実印は鮮明に押印してください。</p> <p>記入方法については、同封の記入見本（遺言執行者が選任されていない場合）をご参照ください。</p> <p>（※）遺言書により遺贈を受ける方として指定されている方。</p>
②	自筆証書遺言書・秘密証書遺言書・公正証書遺言書	<p>自筆遺言書を法務局で保管している場合、法務局より発行される「遺言書情報証明書」（この場合、家庭裁判所の検認は不要です。）</p> <p>公正証書遺言書の場合、公証人役場から発行される公正証書の謄本または正本</p>
③	遺言書検認済証明書または遺言検認調書謄本	<p>自筆証書遺言書・秘密証書遺言書の場合に必要な書類で、遺言書が民法の定めどおりに作成されていることの家庭裁判所の証明書。</p> <p>遺言書の内容の検証まではしません。</p>
④	法定相続情報一覧図または被相続人（亡くなられた方）様の戸籍謄本・除籍謄本等	<p>○法定相続情報一覧図</p> <p>法定相続情報一覧図とは、戸籍に基づいて被相続人（亡くなられた方）の法定相続人が誰になるのかを相続人等が一覧図にしたものへ法務局の登記官が証明した書類です。</p> <p>法定相続情報一覧図をご提出いただく場合は、以下の被相続人様の死亡日が確認できる書類は不要です。</p> <p>○被相続人（亡くなられた方）様の死亡日が確認できる書類（戸籍・除籍謄本等）</p>
	除籍謄本	<p>婚姻・養子縁組・死亡などにより、いままでの戸籍から抜けることを除籍といいます。</p> <p>戸籍に記載された全員が除籍されると、戸籍簿から外されて除籍簿に綴られ、この除籍簿に綴られた謄本を除籍謄本といいます。</p>
⑤	受遺者様の印鑑証明書	<p>市・区役所、町・村役場で発行され、発行から原則6カ月以内のものがが必要です。</p> <p>相続人様が海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代わって現地の日本大使館、日本領事館や「海外の公証人が発行する「サイン証明書」および「在留証明書」が必要となります。</p>
⑥	被相続人様の預金通帳・証書・キャッシュカード・貸金庫契約の鍵または貸金庫ご利用カード	<p>所在不明の場合は、上記①の相続届の項目「3.お取扱いの方法について」の「喪失」欄に○印をお付けください。</p>

⑦	相続人確認表(郵送用) 法定相続人を確認するための資料です。 作成につきましては、前記4.法定相続人の範囲もご参照ください。
⑧	委任状 相続人の方が複数人いらっしゃる、各相続人の方の所在地が離れている場合、本委任状に記載いただくことにより相続届の代用が可能です。

※遺言書の内容によっては、受遺者、法定相続人全員の自署・捺印と被相続様分の出生から死亡までの連続した戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本、相続人様の戸籍謄本、相続人様の印鑑証明書をご提出いただく場合があります。

※遺言書・戸籍謄本等・印鑑証明書は必ず原本のご提出をお願いします。なお銀行で写しをとり、原本はお返しします。

記入見本(郵送用)

共同して相続する場合

銀行届出日 3年 11月 5日

過日亡くなりました下記被相続人の貴行との取引における相続手続きに...
本書のとおりお取り扱いください。

なお、本件に関し、私ども以外の者が、本書に記載の預金等につき相続権を主張したり、権利を主張するようなことがあり、貴行に損害が生じることがあっても、貴行に責めがある場合を除き、私どもが連帯して引受け、貴行にはいっさい迷惑・損害をかけません。

戸籍上のお名前と銀行への届出のお名前が異なる場合は、両方にご記入ください。

1. 被相続人の方についてご記入ください。(万一、当行届出のご名義と戸籍上のお名前が違う場合は両方ご記入ください)

死亡日	平成・令和 3年 8月 10日
銀行お届出のお名前	戸籍上のお名前 (左記と異なる場合)
甲野 太郎	
お取引店名	A 本店 B 高松支店 C 栗林支店

2. 相続人のご住所、お名前は、印鑑証明書に記載のとおり、記入してください。

相続人代表者 (相続人を代表して当行とお手続きいただける方) 解約済通帳や計算書等は相続人代表者の方へ郵送します。	ご住所 〒760-0013 香川県高松市扇町1丁目24番47号	お名前 (フリガナ) 甲野 花子
上記以外の相続人	ご住所 香川県高松市扇町1丁目24番47号	お名前 甲野 一郎
	ご住所 兵庫県神戸市三宮町1丁目1番1	お名前 甲野 守

共同相続 (相続人全員が共同して相続) する場合

- ・相続人全員の自署・捺印をお願いします。
- ・相続人関係者の口座へまとめてご入金します。
- ・被相続人様のお取引店が複数の場合、お取引店ごとに入金 (振込) します。
- ・相続人が未成年者の場合は、親権者の方が署名・捺印してください。

ご住所	お名前
香川県高松市扇町1丁目24番47号 甲野 一郎	香川県高松市扇町1丁目24番47号 親権者 甲野 花子
お電話番号 (087) 821-5656	

- ・相続人が第三者代理人 (相続人以外の方) に委任するときは、代理人の方が署名・捺印してください。
なお、この場合、相続人の方の委任状が別途必要です。

ご住所 〒761-8072 香川県高松市三条町604番地1 百十四太郎法律事務所	お名前 (フリガナ) コウノ ハナコ ヒャクシユウシタロウ	ご実印 百十四
お電話番号 (087) 868-8003	相続人 甲野 花子 代理人 弁護士 百十四太郎	

3. お取扱いの方法について【A】

預金種類(注2)	口座番号	喪失(注3) 通帳等 カード	取扱方法
普通・定期	0835481	<input type="checkbox"/>	【解約支払】 左記の全ての預金元利息を解約(※)のうえ、後記4.指定の方法でお支払いくださるよう依頼します。(注1) (注1)外貨預金の解約は当行計算実行時の外国為替相場により換算しますので、取得金額を下回る場合がございます。 (注2)該当するものに○印をお付けください。 (注3)通帳等を喪失している場合は○印をお付けください。
普通・定期	2468642	<input type="checkbox"/>	
普通・定期	1357975	<input type="checkbox"/>	
普通・定期	2345678	<input type="checkbox"/>	
種類	口座番号	喪失(注3) 通帳 新名義人	【解約支払・現物渡し】 左記の契約を解約し、投資信託・債券・金地金の売却代金等を後記4.指定の方法でお支払い(お引渡し)くださるよう依頼します。 (注4)債券・金・投資信託の売却は時価により行いますので、取得金額を下回る場合がございます。 (注5)店頭での現物渡しをご希望の場合、最小単位等の事情によりお取扱いができません。 (注6)ファンド・銘柄別に受取人が異なる場合は明細を記入し、それぞれにご入金の*欄にそのファンド・銘柄名を記入してください。ファンド・銘柄別の名義変更はできません。
債券(注4) 金保護預り(注4,5) 投資信託(注4)	0844581	<input type="checkbox"/>	
種類	番号	鍵等喪失(注3)	【名義変更を含む場合】 左記の契約を解約し、新名義人欄に記載のあるものは投資信託・債券・金地金を左記名義の保護預けとし、それ以外の方は売却のうえ、後記4.指定の方法でお支払いくださるよう依頼します。
貸金庫	第123号	<input type="checkbox"/>	
種類	番号	鍵等喪失(注3)	左記取引の解約、内容物の返却を依頼します。 なお、左記取引を解約し内容物(戻手数料を含む)を受領する一切の件を相続人代表者に委任します。
総口座当 カードロー		<input type="checkbox"/>	
種類	番号	鍵等喪失(注3)	【未決済利用残高がない場合】(相続届提出までに支払済である場合を含む) 解約してください。 【未決済利用残高がある場合】 相続人代表者に未決済利用残高を通知してください。通知された未決済利用残高を貴行指定の方法により返済後に取引を解約してください。
本体発行 クレジット		<input type="checkbox"/>	

4. お受取り方法について (以下のいずれかの方法をご指定ください)【A】

取引店ごとの振込となり、他行宛は振込手数料がかかります。また、振込日が異なる場合があります。

まとめてご入金	以下の口座へまとめて振り込んでください。他行宛振込手数料は振込金より差し引いてください。また、領収証は提出しません。			
フリガナ	口座名義 (承継者)	銀行名	支店名	科目(該当に○印)
コウノ ハナコ 甲野 花子		〇〇銀行	高松支店	普通・貯蓄
それぞれにご入金	下記割合で分割できない端数については、以下の口座名義 (承継者) [] に加算してください。 承継者の方それぞれ の口座へご入金 ・他行宛振込手数料は <input type="checkbox"/> それぞれの承継者宛振込金より差し引いてください。また、領収証は提出しません。 <input type="checkbox"/> 下記 [] の振込金よりまとめて差し引いてください。また、領収証は提出しません。			
フリガナ	支店名	科目 (該当に○印)	口座番号	口座番号・預金番号等、金額または割合*
フリガナ		普通・貯蓄		
フリガナ		普通・貯蓄		
フリガナ		普通・貯蓄		
フリガナ		普通・貯蓄		
店頭でお受取り	口座店にて代り金、交付物件を受領します。 なお、別途、「受領書」(相続預金・貸金庫入庫品・保護預り内容物等)を提出します。			

記入見本(郵送用)

遺言があって遺言執行者が選任されている場合

銀行届出日 3年 11月 5日

郵送する前に日付の記入があることをご確認ください。

過日亡くなりました下記被相続人の貴行との取引における相続手続きに...
本書のとおりお取り扱いください。

なお、本件に関し、私ども以外の者が、本書に記載の預金等につき相続権を主張したり、権利を主張するようなことがあり、貴行に損害が生じることがあっても、貴行に責めがある場合を除き、私どもが連帯して引受け、貴行にはいっさい迷惑・損害をかけません。

戸籍上のお名前と銀行への届出のお名前が異なる場合は、両方にご記入ください。

1.被相続人の方についてご記入ください。(万一、当行届出のご名義と戸籍上のお名前が違う場合は両方ご記入ください)

死亡日	平成・令和 3年 8月 10日
銀行お届出のお名前	戸籍上のお名前 (左記と異なる場合)
甲野 太郎	
お取引店名	A 本店 B 高松支店 C 栗林支店

被相続人様のお取引店をご記入ください。

2.相続人のご住所、お名前は、印鑑証明書に記載のとおり、記入してください。

相続人代表者 (相続人を代表して当行とお手続きいただける方) 解約済通帳や計算書等は相続人代表者の方へ郵送します。	
ご住所 〒760-0013 香川県高松市扇町1丁目24番47号	お名前 (フリガナ) コウノ ハナコ 遺言執行者 甲野 花子
日中のご連絡先 (090)1234-5678	

【外為法に基づく確認】相続人関係者に(本書式へ記載されていない方も含め)北朝鮮に在住されている方はいらっしゃいますか。
 いません います (北朝鮮に在住されている方がいらっしゃる場合は、追加で確認をさせていただく場合がございます。)

上記以外の相続人	
ご住所	上記相続人代表者に本書面に記載の事項を委任します お名前
お電話番号	() -
ご住所	上記相続人代表者に本書面に記載の事項を委任します お名前
お電話番号	() -
ご住所	上記相続人代表者に本書面に記載の事項を委任します お名前
お電話番号	() -

○遺言書で遺言執行者が選任されている場合

- 遺言執行者は、お名前頭部に「遺言執行者」とご記入ください。
- 家庭裁判所で選任された場合は、「遺言執行者選任審判書」をご郵送ください。
- 「公正証書遺言」「遺言書情報証明書」を除き、家庭裁判所の検認が必要です。
- 遺言書の原本をご郵送ください。
- 遺言書の内容によっては、受遺者、法定相続人全員の自署・捺印をいただく場合があります。
- 被相続人様のお取引店が複数の場合、お取引店ごとに入金(振込)します。

相続方法	共同相続	戸籍(除籍)謄本	通	相続センター	受付店	(代表口開店)			
	当行書式による遺産分割	法定相続情報	通	検閲	実施	相続センター送付日	検閲	CIF確認・筆跡・印鑑照合	受付印
	遺産分割協議書あり	印鑑証明書	通						
	遺言書あり	印鑑票(写)	通			(支店)			
	裁判所による遺産分割の審判・調停あり	遺産分割協議書	通						
	限定承認、相続人不存在で相続財産管理人あり	遺言書	通						
遺産整理受任者	委任状	通							
		遺産整理受任者	通	処理区分 (いずれかに○印)	営業店処理 ・ センター処理依頼				

3.お取扱いの方法について【A】

預金種類(注2)	口座番号	喪失(注3) 通帳等	カード	取扱方法
<input checked="" type="checkbox"/> 普通・定期	0835481	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【解約支払】 左記の全ての預金元利金を解約(※)のうえ、後記4.指定の方法でお支払いくださるよう依頼します。(注1) (注1)外貨預金の解約は当行計算実行時の外国為替相場により換算しますので、取得金額を下回る場合がございます。 (注2)該当するものに○印をお付けください。 (注3)通帳等を喪失している場合は○印をお付けください。
<input checked="" type="checkbox"/> 普通・定期	2468642	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/> 普通・定期	1357975	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/> 普通・定期	2345678	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
預金番号別に払出・名義変更する場合、預金番号を記入してください。		通帳・カード等を喪失している場合は○印をお付けください。		【名義変更を含む場合】(定期・外貨定期のみ) 新名義人欄に記載のあるものは名義を変更し、それ以外のもは解約(※)のうえ後記4.指定の方法でお支払いくださるよう依頼します。 (※)定額自動送金・残高証明書がある場合は解約してください。
種類	口座番号	喪失通帳(注3)	新名義人	
債券(注4)		<input type="checkbox"/>		【解約支払・現物渡し】 左記の契約を解約し、投資信託・債券・金地金の売却代金等を後記4.指定の方法でお支払い(お引渡し)くださるよう依頼します。 (注4)債券・金・投資信託の売却は時価により行いますので、取得金額を下回る場合がございます。 (注5)店頭での現物渡しをご希望の場合、最小単位等の事情によりお取扱いができません。 (注6)ファンド・銘柄別に受取人が異なる場合は明細を記入し、それぞれにご入金*欄にそのファンド・銘柄名を記入してください。ファンド・銘柄別の名義変更はできません。
金保護預り(注4,5)		<input type="checkbox"/>		
投資信託(注4)	0844581	<input type="checkbox"/>		【名義変更を含む場合】 左記の契約を解約し、新名義人欄に記載のあるものは投資信託・債券・金地金を左記名義の保護預けとし、それ以外のもは売却のうえ、後記4.指定の方法でお支払いくださるよう依頼します。
ファンド・銘柄名(注4,6)				
<input checked="" type="checkbox"/> 貸金庫	第123号	<input checked="" type="checkbox"/>		左記取引の解約、内容物の返却を依頼します。 なお、左記取引を解約し内容物(戻手数料を含む)を受領する一切の件を相続人代表者に委任します。
<input type="checkbox"/> 保護預り		<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 総合口座当				たうえ、取引を解約してください。 返済後に取引を解約してください。
<input type="checkbox"/> カードロー				
<input checked="" type="checkbox"/> 本体発行クレジット		<input checked="" type="checkbox"/>		【未決済利用残高がない場合】(相続届提出までに支払済である場合を含む) 解約してください。 【未決済利用残高がある場合】 相続人代表者に未決済利用残高を通知してください。通知された未決済利用残高を貴行指定の方法により

被相続人様のお通帳の口座番号をご記入ください。

取扱方法に○印をお付けください。

両面印刷

4.お受取り方法について(以下のいずれかの方法をご指定ください)【A】

取引店ごとの振込となり、他行宛は振込手数料がかかります。また、振込日が異なる場合があります。

まとめてご入金	以下の口座へまとめて振り込んでください。他行宛振込手数料は振込金より差し引いてください。また、領収証は提出しません。				
フリガナ	口座名義(承継者)	銀行名	支店名	科目(該当に○印)	口座番号
	コウノ ハナコ 甲野 花子	〇〇銀行	高松支店	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・貯蓄	0013579
それぞれにご入金	下記割合で分割できない端数については、以下の口座名義(承継者) []に加工してください。 承継者の方それぞれ []の振込金よりまとめて差し引いてください。また、領収証は提出しません。 の口座へご入金 []の振込金よりまとめて差し引いてください。また、領収証は提出しません。				
フリガナ	遺言執行者または受遺者の口座をご指定ください。	支店名	科目(該当に○印)	口座番号	口座番号・預金番号等、金額または割合*
フリガナ			普通・貯蓄		
フリガナ			普通・貯蓄		
フリガナ			普通・貯蓄		
フリガナ			普通・貯蓄		
店頭でお受取り	相続人代表者に店頭でお支払いする場合 ・口座店で代り金、交付物件を受領します。 なお、別途、「受領書」(相続預金・貸金庫入庫品・保護預り内容物等)を提出します。				

記入見本(郵送用)

遺言書があつて遺言執行者が選任されていない場合

銀行届出日 3年 11月 5日

遺言書があつて遺言執行者が選任されていない場合

郵送する前に日付の記入があることをご確認ください。

戸籍上のお名前と銀行への届出のお名前が異なる場合は、両方にご記入ください。

1.被相続人の方についてご記入ください。(万一、当行届出のご名義と戸籍上のお名前が違う場合は両方ご記入ください)

死亡日 平成・令和 3年 8月 10日

銀行お届出のお名前 甲野 太郎

戸籍上のお名前 (左記と異なる場合)

被相続人様のお取引店をご記入ください。

お取引店名 A 本店 B 高松支店 C 栗林支店

2. 相続人のご住所、お名前は、印鑑証明書に記載のとおり、記入してください。

相続人代表者 (相続人を代表して当行とお手続きいただける方)
解約済通帳や計算書等は相続人代表者の方へ郵送します。

ご住所 〒760-0013 香川県高松市扇町1丁目24番47号

お名前 (フリガナ) コウノ ハナコ 甲野 花子

日中のご連絡先 (090)1234-5678

【外為法に基づく確認】相続人関係者に(本書式へ記載されていない方も含め)北朝鮮に在住されている方はいらっしゃいますか。
 いません います (北朝鮮に在住されている方がいらっしゃる場合は、追加で確認をさせていただく場合がございます。)

上記以外の相続人

ご住所 香川県高松市扇町1丁目24番47号

お電話番号 (087)821-5656

ご住所 相続人、受遺者、遺言執行者等の相続人関係者に北朝鮮に在住されている方がいらっしゃるかどうかご申告ください。

お電話番号 () -

ご住所

お電話番号 () -

ご住所

お電話番号 () -

ご住所

お電話番号 () -

ご住所

お電話番号 () -

お名前

○遺言書があり、遺言執行者がいない場合

- 受遺者全員の方の自署・捺印をお願いします。
- 「公正証書遺言」「遺言書情報証明書」を除き家庭裁判所の検認が必要です。
- 遺言書の原本をご郵送ください。
- 遺言書の内容によっては、法定相続人全員の自署・捺印をいただく場合があります。
- 被相続人様のお取引店が複数の場合、お取引店ごとに入金(振込)します。

相続方法	共同相続	戸籍(除籍)謄本	通	相続センター	受付店	(代表口座店)			
	当行書式による遺産分割	法定相続情報	通	検閲	実施	相続センター送付日	検閲	CIF確認・筆跡・印鑑照合	受付印
	遺産分割協議書あり	印鑑証明書	通				(支店)		
	遺言書あり	印鑑票(写)	通						
	裁判所による遺産分割の審判・調停あり	遺産分割協議書	通						
限定承認、相続人不存在で相続財産管理人あり	遺言書	通							
遺産整理受任者	委任状	通							
	遺産整理受任者	通		処理区分 (いずれかに○印)	営業店処理 ・ センター処理依頼				

3.お取扱いの方法について【A】

被相続人様のお通帳の口座番号をご記入ください。

取扱方法に○印をお付けください。

両面印刷

預金種類(注2)	口座番号	喪失(注3) 通帳等	カード	取扱方法
<input checked="" type="checkbox"/> 普通・定期	0835481	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 【解約支払】 左記の全ての預金元利金を解約(※)のうえ、後記4.指定の方法でお支払いくださるよう依頼します。(注1) (注1)外貨預金の解約は当行計算実行時の外国為替相場により換算しますので、取得金額を下回る場合がございます。 (注2)該当するものに○印をお付けください。 (注3)通帳等を喪失している場合は○印をお付けください。 <input type="checkbox"/> 【名義変更を含む場合】(定期・外貨定期のみ) 新名義人欄に記載のあるものは名義を変更し、それ以外のもは解約(※)のうえ後記4.指定の方法でお支払いくださるよう依頼します。 (※)定額自動送金・残高証明書がある場合は解約してください。
<input checked="" type="checkbox"/> 普通・定期	2468642	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/> 普通・定期	1357975	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/> 普通・定期	2345678	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
預金番号別に払出・名義変更する場合、預金番号を記入してください。		通帳・カード等を喪失している場合は○印をお付けください。		
種類	口座番号	喪失通帳(注3)	新名義人	取扱方法
債券(注4)		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 【解約支払・現物渡し】 左記の契約を解約し、投資信託・債券・金地金の売却代金等を後記4.指定の方法でお支払い(お引渡し)くださるよう依頼します。 (注4)債券・金・投資信託の売却は時価により行いますので、取得金額を下回る場合がございます。 (注5)店頭での現物渡しをご希望の場合、最小単位等の事情によりお取扱いができません。 (注6)ファンド・銘柄別に受取人が異なる場合は明細を記入し、それぞれにご入金(注7)にそのファンド・銘柄名を記入してください。
金保護預り(注4,5)		<input type="checkbox"/>		
投資信託(注4)	0844581	<input type="checkbox"/>	甲野 一郎	
ファンド・銘柄名(注4,6)				<input checked="" type="checkbox"/> 【名義変更を含む場合】 左記の契約を解約し、新名義人欄に記載のあるものは投資信託・債券・金地金を左記名義の保護預けとし、それ以外のもは売却のうえ、後記4.指定の方法でお支払いくださるよう依頼します。
債券、投資信託の払い出しで、承継者がファンドや銘柄別に異なる場合に記入してください。ファンドや銘柄毎に、別々の名義に変更することはできません。				<input checked="" type="checkbox"/> 【名義変更を含む場合】 左記の契約を解約し、内容物の返却を依頼します。なお、左記取引を解約し内容物(戻手数料を含む)を受領する一切の件を相続人代表者に委任します。
種類	番号	鍵等喪失(注3)	取扱方法	
<input checked="" type="checkbox"/> 貸金庫	第123号	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 左記取引の解約、内容物の返却を依頼します。なお、左記取引を解約し内容物(戻手数料を含む)を受領する一切の件を相続人代表者に委任します。	
<input type="checkbox"/> 保護預り		<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 総合口座当			<input type="checkbox"/> 返債後に取引を解約してください。	
<input type="checkbox"/> カードロー			<input type="checkbox"/> (注7)相続預金および別途資金で返済する場合は、両方に○印をお付けください。	
種類	取扱方法			
<input checked="" type="checkbox"/> 本体発行クレジット	<input checked="" type="checkbox"/> 【未決済利用残高がない場合】(相続届提出までに支払済である場合を含む)解約してください。 <input type="checkbox"/> 【未決済利用残高がある場合】相続人代表者に未決済利用残高を通知してください。通知された未決済利用残高を貴行指定の方法により返済してください。			

貸金庫等の契約がある場合はご記入ください。本書の提出前に解約される場合は、別途「貸金庫解約依頼書(相続用)」に相続人全員の署名・捺印のうえ解約してください。

本体発行クレジット(114SalutCa)をお持ちの場合チェックしてください。

4.お受取り方法について(以下のいずれかの方法をご指定ください)【A】

取引店ごとの振込となり、他行宛は振込手数料がかかります。また、振込日が異なる場合があります。

まとめてご入金	以下の口座へまとめて振り込んでください。他行宛振込手数料は振込金より差し引いてください。また、領収証は提出しません。				
フリガナ	口座名義(承継者)	銀行名	支店名	科目(該当に○印)	口座番号
	必ず、相続人関係者の口座をご指定ください。			普通・貯蓄	
それぞれにご入金	下記割合で分割できない端数については、以下の口座名義(承継者) []に加工してください。 承継者の方それぞれ の口座へご入金 ・他行宛振込手数料は <input checked="" type="checkbox"/> それぞれの承継者宛振込金より差し引いてください。また、領収証は提出しません。 <input type="checkbox"/> 下記の []の振込金よりまとめて差し引いてください。また、領収証は提出しません。				
フリガナ	口座名義(承継者)	銀行名	支店名	科目(該当に○印)	口座番号
	コウノハナコ 甲野 花子	〇〇銀行	高松支店	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・貯蓄	0013579
	コウノイチロウ 甲野 一郎	〇〇銀行	高松支店	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・貯蓄	0013888
				普通・貯蓄	
				普通・貯蓄	
店頭でお受取り	相続人代表者に店頭でお支払いする場合 ・口座店で代り金、交付物件を受領します。なお、別途、「受領書」(相続預金・貸金庫入庫品・保護預り内容物等)を提出します。				

ご相続人2名以上で分割して受領される場合、ご記入ください。なお、分割方法についてもご記入ください。

被相続人様のお通帳の口座番号をご記入ください。

取扱方法に○印をお付けください。

お取扱いの方法について【B】

預金種類(注2)	口座番号	喪失(注3) 通帳等	カード	新名義人	取扱方法
普通	0381549	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/> 【解約支払】 左記の全ての預金元利金を解約(※)のうえ、後記4.指定の方法でお支払いくださるよう依頼します。(注1) (注1)外貨預金の解約は当行計算実行時の外国為替相場により換算しますので、取得金額を下回る場合がございます。 (注2)該当するものに○印をお付けください。 (注3)通帳等を喪失している場合は○印をお付けください。 <input type="checkbox"/> 【名義変更を含む場合】(定期・外貨定期のみ) 新名義人欄に記載のあるものは名義を変更し、それ以外のもは解約(※)のうえ後記4.指定の方法でお支払いくださるよう依頼します。 <input type="checkbox"/> 定額自動送金・残高証明書がある場合は解約してください。
普通・定期		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
普通・定期		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
普通・定期		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
貯蓄	0587245	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>		
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
通帳・カード等を喪失している場合は○印をお付けください。					
預金種類	口座番号	喪失通帳(注3)		新名義人	<input type="checkbox"/> 【解約支払・現物渡し】 左記の契約を解約し、投資信託・債券・金地金の売却代金等を後記4.指定の方法でお支払い(お引渡し)くださるよう依頼します。 (注4) 債券・金・投資信託の売却は時価により行いますので、取得金額を下回る場合がございます。 (注5) 店頭での現物渡しをご希望の場合、最小単位等の事情によりお取扱いができない場合がございます。 (注6) ファンド・銘柄別に受取人が異なる場合は明細を記入し、 それぞれにご入金 の*欄にそのファンド・銘柄名を記入してください。ファンド・銘柄別の名義変更はできません。 <input type="checkbox"/> 【名義変更を含む場合】 左記の契約を解約し、新名義人欄に記載のあるものは投資信託・債券・金地金を左記名義の保護預けとし、それ以外のもは売却のうえ、後記4.指定の方法でお支払いくださるよう依頼します。
債券(注4)		<input type="radio"/>			
金保護預り(注4,5)		<input type="radio"/>			
投資信託(注4)					
ファンド・銘柄名(注4,6)					
種類	番号	鍵等喪失(注3)			<input type="checkbox"/> 左記取引の解約、内容物の返却を依頼します。 なお、左記取引を解約し内容物(戻手数料を含む)を受領する一切の件を相続人代表者に委任します。
<input type="radio"/> 貸金庫		<input type="radio"/>			
<input type="radio"/> 保護預り		<input type="radio"/>			
種類	口座番号	(注7)			<input type="checkbox"/> 相続預金と差引計算(相殺)を行ったうえ、取引を解約してください。 <input type="checkbox"/> 別途資金により返済しますので、返済後に取引を解約してください。 (注7) 相続預金および別途資金で返済する場合は、両方に○印をお付けください。
<input type="radio"/> 総合口座当座貸越金					
<input type="radio"/> カードローン貸越金					

4.お受取り方法について (以下のいずれかの方法をご指定ください)【B】

取引店ごとの振込となり、他行宛は振込手数料がかかります。また、振込日が異なる場合があります。

Aと同一振込

お取引店(A)と同一の振込先とし、他行宛振込手数料は振込金より差し引いてください。また、領収証は提出しません。(以下のご記入は不要です。)

まとめてご入金

以下の口座へまとめて振り込んでください。他行宛振込手数料は振込金より差し引いてください。また、領収証は提出しません。

フリガナ	口座名義(承継者)	銀行名	支店名	科目(該当に○印)	口座番号
				普通・貯蓄	

必ず、相続人関係者の口座をご指定ください。

それぞれにご入金

下記割合で分割できない端数については、以下の口座名義(承継者) [] に加算してください。
 承継者の方それぞれ
 ・他行宛振込手数料は それぞれの承継者宛振込金より差し引いてください。また、領収証は提出しません。
 下記 [] の振込金よりまとめて差し引いてください。また、領収証は提出しません。

フリガナ	口座名義(承継者)	銀行名	支店名	科目(該当に○印)	口座番号	口座番号・預金番号等、金額または割合*
	甲野 花子	〇〇銀行	高松支店	普通・貯蓄	0013579	普通 0381549
	甲野 一郎	〇〇銀行	高松支店	普通・貯蓄	0013888	貯蓄 0587245

ご相続人2名以上で分割して受領される場合、ご記入ください。
 なお、分割方法についてもご記入ください。

被相続人様のお取引店が複数の場合、お取引店ごとに振込します。

店頭でお受取り

相続人代表者に店頭でお支払いする場合
 ・口座店で代り金、交付物件を受領します。
 なお、別途、「受領書」(相続預金・貸金庫入庫品・保護預り内容物等)を提出します。

被相続人様のお通帳の口座番号をご記入ください。

両面印刷

取扱方法に○印をお付けください。

3.お取扱いの方法について【C】

預金種類(注2)	口座番号	喪失(注3) 通帳等	カード	新名義人	取扱方法
普通・定期	0716873	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input checked="" type="radio"/> 【解約支払】 左記の全ての預金元利金を解約(※)のうえ、後記4.指定の方法でお支払いくださるよう依頼します。(注1) (注1)外貨預金の解約は当行計算実行時の外国為替相場により換算しますので、取得金額を下回る場合がございます。 (注2)該当するものに○印をお付けください。 (注3)通帳等を喪失している場合は○印をお付けください。 <input type="checkbox"/> 【名義変更を含む場合】(定期・外貨定期のみ) 新名義人欄に記載のあるものは名義を変更し、それ以外のもは解約(※)のうえ後記4.指定の方法でお支払いくださるよう依頼します。 <input type="checkbox"/> 定額自動送金・残高証明書がある場合は解約してください。
普通・定期		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
普通・定期		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
普通・定期		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
預金種類	口座番号	喪失通帳(注3)		新名義人	<input type="checkbox"/> 【解約支払・現物渡し】 左記の契約を解約し、投資信託・債券・金地金の売却代金等を後記4.指定の方法でお支払い(お引渡し)くださるよう依頼します。 (注4) 債券・金・投資信託の売却は時価により行いますので、取得金額を下回る場合がございます。 (注5) 店頭での現物渡しをご希望の場合、最小単位等の事情によりお取扱いができない場合がございます。 (注6) ファンド・銘柄別に受取人が異なる場合は明細を記入し、 それぞれにご入金 の*欄にそのファンド・銘柄名を記入してください。ファンド・銘柄別の名義変更はできません。 <input type="checkbox"/> 【名義変更を含む場合】 左記の契約を解約し、新名義人欄に記載のあるものは投資信託・債券・金地金を左記名義の保護預けとし、それ以外のもは売却のうえ、後記4.指定の方法でお支払いくださるよう依頼します。
債券(注4)		<input type="radio"/>			
金保護預り(注4,5)		<input type="radio"/>			
投資信託(注4)					
ファンド・銘柄名(注4,6)					
種類	番号	鍵等喪失(注3)			<input type="checkbox"/> 左記取引の解約、内容物の返却を依頼します。 なお、左記取引を解約し内容物(戻手数料を含む)を受領する一切の件を相続人代表者に委任します。
<input type="radio"/> 貸金庫		<input type="radio"/>			
<input type="radio"/> 保護預り		<input type="radio"/>			
種類	口座番号	(注7)			<input type="checkbox"/> 相続預金と差引計算(相殺)を行ったうえ、取引を解約してください。 <input type="checkbox"/> 別途資金により返済しますので、返済後に取引を解約してください。 (注7) 相続預金および別途資金で返済する場合は、両方に○印をお付けください。
<input type="radio"/> 総合口座当座貸越金					
<input type="radio"/> カードローン貸越金					

4.お受取り方法について (以下のいずれかの方法をご指定ください)【C】

取引店ごとの振込となり、他行宛は振込手数料がかかります。また、振込日が異なる場合があります。

Aと同一振込

お取引店(A)と同一の振込先とし、他行宛振込手数料は振込金より差し引いてください。また、領収証は提出しません。(以下のご記入は不要です。)

まとめてご入金

以下の口座へまとめて振り込んでください。他行宛振込手数料は振込金より差し引いてください。また、領収証は提出しません。

フリガナ	口座名義(承継者)	銀行名	支店名	科目(該当に○印)	口座番号
				普通・貯蓄	

必ず、相続人関係者の口座をご指定ください。

それぞれにご入金

下記割合で分割できない端数については、以下の口座名義(承継者) [] に加算してください。
 承継者の方それぞれ
 ・他行宛振込手数料は それぞれの承継者宛振込金より差し引いてください。また、領収証は提出しません。
 下記 [] の振込金よりまとめて差し引いてください。また、領収証は提出しません。

フリガナ	口座名義(承継者)	銀行名	支店名	科目(該当に○印)	口座番号	口座番号・預金番号等、金額または割合*
	甲野 花子	〇〇銀行	高松支店	普通・貯蓄	0013579	普通 0716873
				普通・貯蓄		

ご相続人2名以上で分割して受領される場合、ご記入ください。
 なお、分割方法についてもご記入ください。

被相続人様のお取引店が複数の場合、お取引店ごとに振込します。

店頭でお受取り

相続人代表者に店頭でお支払いする場合
 ・口座店で代り金、交付物件を受領します。
 なお、別途、「受領書」(相続預金・貸金庫入庫品・保護預り内容物等)を提出します。

戸籍謄本を取得していただく際のお願い

1. 共同して相続する場合または遺産分割協議する場合

被相続人様（亡くなられた方）、各相続人様の戸籍謄本を漏れなくご用意していただくために、市区町村へ行かれる際は、本紙をご持参のうえ、住民課等の担当者の方に「相続に必要なため、被相続人の生まれて以降、死亡までの連続した戸籍謄本を発行してください。」とお伝えください。

【市区町村の担当者の方へ】

預金の相続手続きを行うにあたり、次の書類を銀行に提出して下さるようお願いしています。

●被相続人

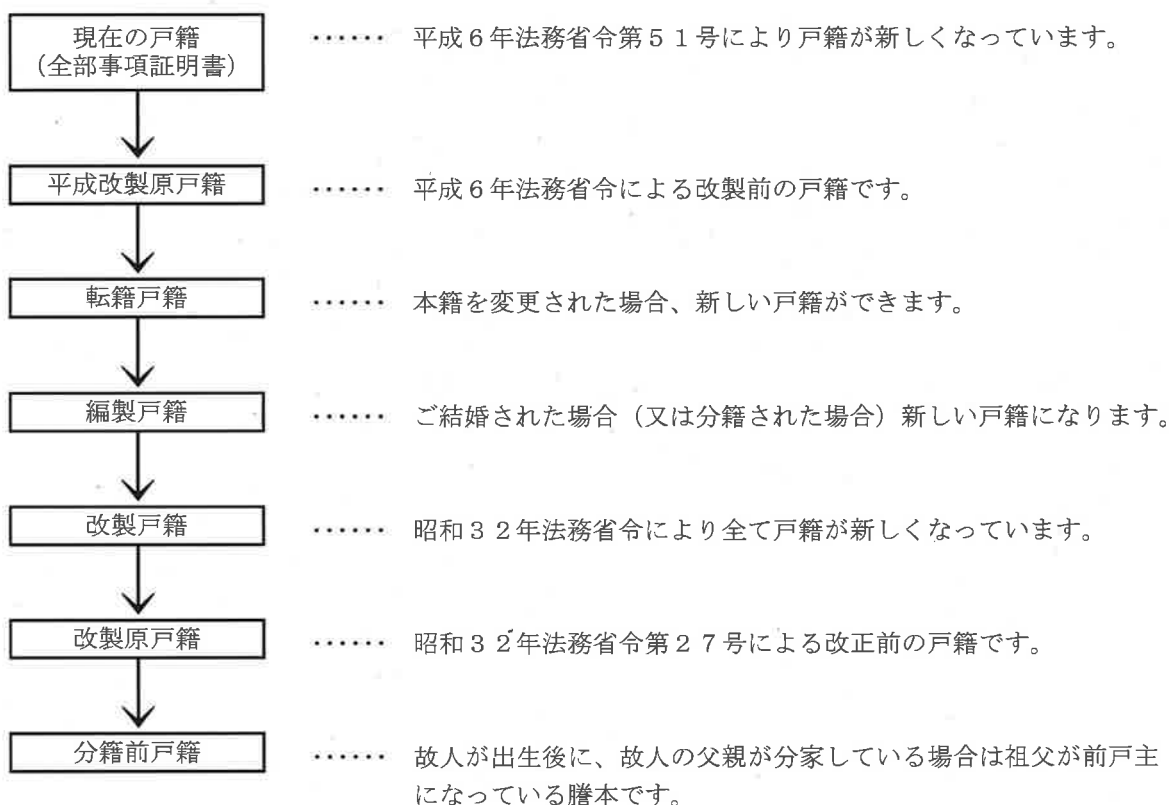
- ・被相続人の死亡が確認できる戸籍（除籍）の全部事項証明書が必要です。
 - ・被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍（除籍）謄本が必要です。
- （注）戸籍謄本に「改製」、「婚姻」、「転籍」、「分籍」、「家督相続」などの文言がある場合には、戸籍が新しくなっているので、さらにそれ以前の戸籍謄本をお願いします。

●相続人

- ・相続人であることが確認できる、すべての戸籍謄本または戸籍の全部事項証明書が必要です。ただし、被相続人に関する戸籍謄本により確認できる場合は不要です。

●委任状

- ・上記戸籍（除籍）謄本を請求する際、相続人等の委任状を必要とする場合は、その旨請求者にご説明ください。



2. 遺言により相続する場合

被相続人様（亡くなられた方）の戸籍謄本をご用意いただくために、市区町村へ行かれる際は、本紙をご持参のうえ、住民課等の担当者の方に「相続に必要なため、被相続人の死亡が確認できる戸籍を発行してください。」とお伝えください。

（注）遺言書の内容によっては上記1.と同様の戸籍謄本をご提出いただく場合があります。

相続人確認表 (郵送用)

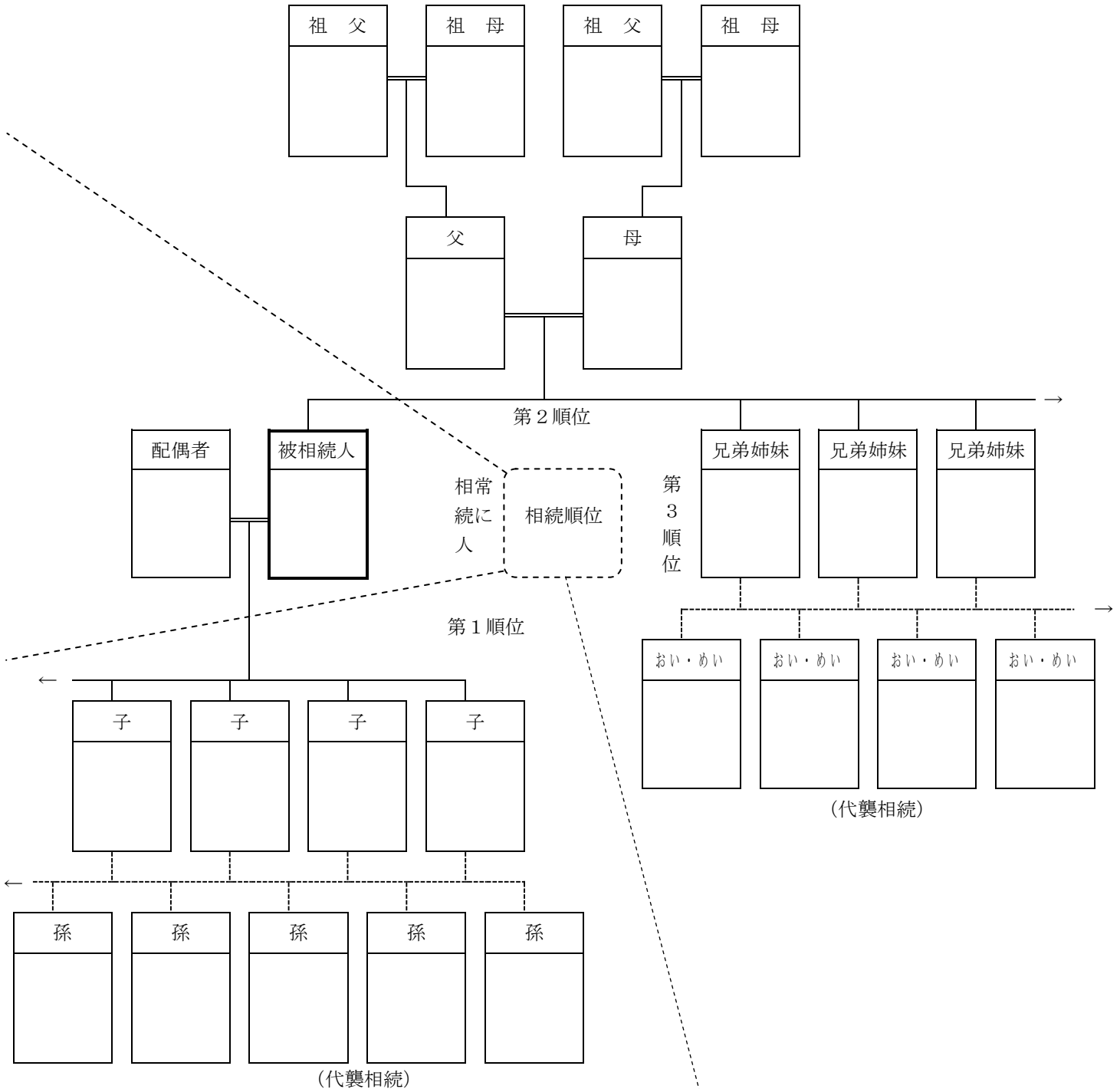
受付番号				
口座店	(店番)	(店名)		
CIF 番号				

相続のお手続きのためには、被相続人(亡くなられた方)様を中心とした相続人様の関係を確認する必要があります。
 下記を参考に相続人様をご記入のうえ、ご返送ください。

【相続人の範囲】

- ① 配偶者…常に相続人になります。
- ② 下記の方が配偶者と共に相続人になります。
第1順位…子(子が相続人より先に死亡している場合は孫が代襲相続人となります。子や孫も相続人より先に死亡している場合は曾孫が代襲相続人となります。)
 ↓第1順位の相続人がいない場合
第2順位…父母(父母が相続人より先に死亡している場合で祖父母が存命であれば祖父母が代襲相続人となります。)
 ↓第1、第2順位の相続人がいない場合
第3順位…兄弟姉妹(兄弟姉妹が相続人より先に死亡している場合は甥姪が代襲相続人となります。)

被相続人様・相続人様のお名前はすべてフルネームでご記入ください。



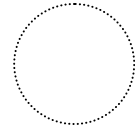
委任状

年 月 日

住 所

ご実印

氏 名



私は、故_____が株式会社百十四銀行において行っていた取引の
相続手続について_____を代理人として次の権限を委任します。

- ・預け入れの預金について必要な手続を行い元利金等を受領する一切の件
- ・借用中の貸金庫について解約手続を行い内容物を受領する一切の件
- ・保護預け中の債券・金・受益証券について解約手続を行い解約代り金等を受領する一切の件

以 上

検 閲	実 施
(支代)	(係員)

(永久保存)